

# 【公認審判員規程】

## 第1条(目的)

京都クラブバレーボール連盟(以下「本連盟」という)は、本連盟主催及び主管大会において、審判の任に当たる審判員を公認し、これを本連盟として登録する。

## 第2条(審判員)

本連盟は、次の審判員を本連盟所属の公認審判員(以下「連盟公認審判員」という)とする。

- ① 京都クラブバレーボール連盟名誉審判員(以下「連盟名誉審判員」という)
- ② 国際バレーボール連盟公認審判員(以下「F I V B公認審判員」という)
- ③ 公益財団法人日本バレーボール協会公認審判員(以下「J V A公認審判員」という)
- ④ 京都クラブバレーボール連盟公認審判員(以下「チーム審判員」という)

## 第3条(資格の認定・推薦・更新)

本連盟は、次のとおり審判員資格について取り扱う。

- ① 連盟名誉審判員は、第4条①の推薦基準を満たした者について本連盟審判部が審査の上推薦し、理事会の承認を経てこれを認定する。
- ② F I V B公認審判員及びJ V A公認審判員の認定については、それぞれ国際バレーボール連盟、公益財団法人日本バレーボール協会の定める規定による。
- ③ 本連盟所属のJ V A公認審判員の認定及び更新のための推薦は、第4条②の推薦基準を満たした者について本連盟が行う。

## 第4条(資格の推薦基準)

本連盟は、連盟公認審判員の推薦基準を次の各号に定めるとおりとする。

- ① 連盟名誉審判員  
J V A公認B級審判員として2期(8年)以上もしくは同C級審判員として4期(16年)以上の活動実績があり、本連盟の発展に貢献した役員。
- ② J V A公認審判員  
本連盟審判活動に従事し、本連盟に対し活動報告を行った審判員。

## 第5条(活動)

連盟公認審判員は、本連盟主催及び主管大会、本連盟の派遣する大会において審判員として活動する。

## 第6条(任期)

連盟公認審判員の任期、更新の時期は次のとおりとする。

連盟名誉審判員	終身
F I V B公認審判員	2年
J V A公認A級審判員	4年
J V A公認A級候補審判員	2年
J V A公認B・C級審判員	4年
チーム審判員	1年

## 第7条(義務)

連盟公認審判員は、年1回以上講習会を受講し、本連盟の審判の委嘱を受けた場合、特別の事情のある場合を除いて、その任に当たる義務を負うものとする。

## 第8条(活動報告)

連盟公認審判員は、本連盟が主催及び主管する公式試合の審判記録について審判長の証明を受けて保有し、毎年度末までに本連盟審判部に提出しなければならない。

## 第9条(資格の失効)

連盟公認審判員に、次の事由が生じた時、その資格を失効する。

- ① 自己の理由で審判資格の放棄を申し出た時。
- ② 任期が満了し、活動の報告を1年以上怠った者。

## 第10条(資格の剥奪)

連盟公認審判員に、次の事由が生じた時、その資格を剥奪する。

- ① 本連盟から審判委嘱を受けて、理由無くその任に当たらない回数が甚だしい時。
- ② 連盟公認審判員として不適切と認められる言動が甚だしく生じた時。

## 第11条(規程の変更)

本規程の変更は理事会の承認を必要とする。

## 第12条(補足)

この規程は平成29年4月1日より発効する。尚、この規程の成立にともない、平成10年4月19日制定の「京都クラブバレーボール連盟名誉審判員規定」は廃止する。

平成10年4月19日制定  
平成14年3月30日改正  
平成20年3月30日改正  
平成22年3月28日改正  
平成23年3月31日改正  
平成29年3月26日改正

# 【チーム審判員規程】

## 第1条(目的)

京都クラブバレーボール連盟(以下「本連盟」という)は、公認審判員拡充のための人材確保とチームのルール周知促進のために、各チームから2名以上の審判員の登録を義務づける。

## 第2条(名称)

本連盟に正式登録したチームから申請された審判員をチーム審判員と呼ぶ。

## 第3条(認定の方法)

各チームは、連盟登録用紙のチーム審判員届に、チームに所属する2名以上を記載し、本連盟はこれを認定する。但し、前年度実績において活動のない者については、変更を求めることができる。

## 第4条(活動)

主に本連盟主催リーグ戦において、自チームが審判を担当する際、コート担当のコントローラの指示をもとに審判団の中心となって、主審、副審、もしくは記録を担当する。

## 第5条(任期)

任期は1年とし、再任を妨げない。但し、チーム審判員として活動を望めない場合、本連盟は再任を拒否することができる。

## 第6条(権利と義務)

チーム審判員は各号の権利と義務を有する。

- ① 本連盟審判部が主管する審判講習会の受講。
- ② チームにおける審判責任者として審判技術の向上に努めるとともに、自チームに競技規則の周知徹底を図る。
- ③ 審判に当たる際には、適宜コントローラの指導・助言を受ける。
- ④ その役割が周囲から識別できる服装を着用する。

## 第7条(連盟公認審判への推薦)

チーム審判員の公益財団法人日本バレーボール協会公認審判員への推薦については次の各号に定める。

- ① チーム審判員は、公益財団法人日本バレーボール協会公認審判員(B級・C級)資格取得を希望する時は、申請必要事項を添えて本盟審判部へ届け出るものとする。
- ② 本連盟審判部は、チーム審判員から申請を受けた場合は、審査/研修の後、一定の基準に達した者については、これを本連盟理事会に推薦する。

## 第8条(活動記録)

審判活動を行った際には、チーム審判員活動報告書、または、当該年度ルールブックに収められている活動報告書に各大会審判長の確認印を受けて、年度末までに本連盟審判部に提出する。

## 第9条(規程の変更)

本規程の変更は理事会の承認を必要とする。

## 第10条(補足)

本規程は、平成5年度から実施する登録審判制度を本連盟の規程として制定したものであり、平成29年4月1日より発行する。

平成 5年4月 1日制定  
平成14年3月30日改正  
平成15年3月29日改正  
平成20年3月30日改正  
平成22年3月28日改正  
平成23年3月31日改正  
平成29年3月31日改正